公益財団法人東京都区市町村振興協会資金貸付細則

〔平成２２年４月９日
細　則　第　１　号〕

改正　平成２４年１０月２４日細則第１号
改正　平成２５年　２月　８日細則第２号
改正　平成２６年　５月　８日細則第１号
改正　平成２８年１０月２４日細則第１号
改正　平成３１年　４月２６日細則第１号

（趣旨）

第１条　この細則は、公益財団法人東京都区市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第４条の規定に基づき、公益財団法人東京都区市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、規程第２条に定める基金を持って区市町村等に対して資金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要事項を定めるものとする。

（貸付の種類）

第２条　資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

２　長期貸付は、貸付対象事業に係る地方債の資金として区市町村等に対する貸付で、一会計年度を超えるものをいう。

３　短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として区市町村等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

（平成２４年度細則１・一部改正）

（貸付対象事業の細目）

第３条　規程第４条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

（貸付の要件）

第４条　資金の貸付を受けようとする区市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

（１）　償還の見込みが確実であること。

（２）　事業計画が適切であること。

（３）　財務の経理が明確であること。

２　長期貸付にあっては、前項に定めるもののほか、地方債の起債に関して届出、同意又は許可がなされたもの。

（平成２４年度細則１・一部改正）

（貸付方法）

第５条　資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

（貸付条件）

第６条　資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

（１）貸付利率は、次のとおりとする。

イ　長期貸付にあっては、資金を貸付けた日（以下「貸付日」という。）における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦のうち、次号の償還期限及び据置期間と同一条件の貸付利率に、０．３を乗じて得られた率（小数点第２位四捨五入）を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。

ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が０．０１以上０．１％以下の場合については、当該貸付利率に、０．７を乗じて得られた率（小数点第３位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が０．０１％未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。

ロ　短期貸付にあっては、貸付日における財政融資資金貸付金の満期一括償還５年以内の貸付利率に０．５を乗じて得られた率（小数点第２位四捨五入）を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。

ただし、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が０．０１以上０．１％以下の場合については、当該貸付利率に、０．５を乗じて得られた率（小数点第３位四捨五入）と、当該財政融資資金貸付金の貸付利率が０．０１％未満の場合については、当該財政融資資金貸付金の貸付利率とする。

ハ　ロのうち、次の事業については、利息を免除する。

① 地方財政法（昭和２３年法律第 109 号）第５条第４号の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業

② 国又は東京都の補助金を受けている災害復旧事業等

（２）償還期限は、長期貸付にあっては、５年以内（うち据置期間１年以内）、１０年以内（うち据置期間２年以内）、１５年以内（うち据置期間３年以内）又は２０年以内（うち据置期間３年以内）とし、短期貸付にあっては同一会計年度内とする。

（３）資金の貸付日は、次のとおりとする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。

イ　長期貸付にあっては、５月２０日とする。

ロ　短期貸付にあっては、４月１日、７月１日、１０月１日又は１月４日とする。

（４）元金の償還方法は、次のとおりとする。

イ 長期貸付にあっては、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度９月２４日及び３月２４日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。

ロ　短期貸付にあっては、一括償還の方法によるものとし、その償還期日は、３月２４日までの金融機関の営業日とする。

（５）利息については、長期貸付にあっては、貸付日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあっては、貸付日の翌日から元金償還の日までの利息を元金の償還期日に支払うものとする。

（６）延滞利息は、延滞元利金につき年１０パーセントとする。

（平成２４年度細則１・一部改正）（平成２４年度細則２・一部改正）（平成２８年度細則１・一部改正）

（借入の申込）

第７条　資金の貸付を受けようとする区市町村等は、原則として借入予定日の３週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

（１）借入申込書（様式第１号又は様式第２号）

（２）事業概要調書（様式第３号又は様式第４号）

（３）長期貸付にあっては起債届出書の写、起債協議同意書の写又は起債許可書の写

（４）地方債に係る予算決議証明書。ただし、短期貸付にあっては、一時借入金に関する部分の予算書の写し。

（平成２４年度細則１・一部改正）

２　前項に定めるもののほか、この法人は区市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第８条　この法人は、借入の申込みを受けたときは、この細則に定める貸付要件を具備しているかを審査し、貸付の可否及び貸付額を決定の上、貸付を行うことを決定した区市町村等に対し、借用証書（様式第５号又は様式第６号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した区市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第９条　区市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に送付するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

２　この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては、償還年次表（様式第７号）を作成し、これを当該区市町村等に送付するものとする。

３　この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の２週間前までに、元利金払込通知書（様式第８号又は様式第９号）を当該区市町村等に送付するものとする。

４　区市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込まなければならない。

（報告及び調査）

第１０条　資金の貸付を受けた区市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合においては、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

（１）区市町村等の名称を変更した場合

（２）地方自治法第７条又は第２８８条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

（３）貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

２　この法人は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該区市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

（繰上償還）

第１１条　この法人は、資金の貸付を受けた区市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

２　前項の場合においては、この法人は、繰上償還をさせようとする日の１０日前までに当該区市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第１０号）を送付するものとする。

第１２条　区市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、繰上償還申請書（様式第１１号）をこの法人に提出しなければならない。

２　この法人は、区市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の１０日前までに、繰上償還通知書（様式第１０号）を送付し、繰上償還させないことを決定した区市町村等に対しては、その旨通知するものとする。

３　前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日はこの法人が指定する。

（繰上償還に伴う償還元利金の払込み）

第１３条　区市町村等は、第１１条又は前条第２項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

２　この法人は、長期貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該区市町村等に送付するものとする。

（委任）

第１４条　この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この細則は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日（平成２２年４月１日）から施行する。

附　則（平成２４年１０月２４日細則第１号）

この細則は、平成２４年１０月２４日から施行する。

附　則（平成２５年２月８日細則第２号）

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月８日細則第１号）

この細則は、平成２６年５月８日から施行する。

附　則（平成２８年１０月２４日細則第１号）

この細則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２６日細則第１号）

この細則は、令和元年５月１０日から施行する。

別　　表

公益財団法人　東京都区市町村振興協会資金貸付対象事業

規程第四条第一項第一号の事業	（１）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 （２）大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関する事業 （３）その他理事長が必要と認めた災害に関する事業
規程第四条第一項第二号の事業	（１）消防用自動車、自然災害防止施設等地域の消防、防災に資するための事業 （２）民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業 （３）通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 （４）体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業 （５）歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 （６）集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 （７）自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 （８）上記のほか理事長が緊急に整備を要すると認める施設等の整備事業